

まちづくりだより

第97号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 土地区画整理審議会委員選挙の投票について

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

まちづくりだより第96号でご案内しましたとおり、令和6年8月6日（火）から15日（木）までの10日間、審議会委員の立候補受付を行いました。

その結果、8名の方から立候補の届出があり、選挙によって選出される委員の数8名を超えなかったことから、令和6年9月1日（日）に予定していました土地区画整理審議会委員選挙の投票は行わないものといたします。

なお、審議会委員の当選人については、別途、まちづくりだよりにてお知らせいたします。

◎審議会委員選挙に向けたスケジュール

項目	年月日	備考
・選挙期日の公告	令和6年6月 4日（火）	
・選挙人名簿作成基準日	令和6年6月24日（月）	
・選挙人名簿縦覧の公告	令和6年7月 1日（月）	
・選挙人名簿縦覧期間 ・選挙人名簿に対する異議申出期間	令和6年7月16日（火）から 7月29日（月）まで （土、日の縦覧は要予約）	縦覧者 : 0名 異議申立者 : 0名
・立候補、立候補推薦届出期間	令和6年8月 6日（火）から 8月15日（木）まで （土、日、祝日の届け出は要予約）	立候補者 : 8名 （定数 : 8名）
・投票及び開票日	立候補者が定数（8名）を超えなかったため、 審議会委員選挙の投票は行いません。	

2. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合や引越し等により住所が変更になった場合は、当事務所まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問や御質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。